

亀山市こども計画（仮）

骨子案

第1章 計画策定に当たって

1. 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では人口減少や少子化の急速な進行、地域コミュニティの変容、さらにはデジタル化の進展など、子どもを取り巻く環境が大きく変化を遂げています。こうした状況下で、児童虐待や、いじめの増加や高止まり、子どもの貧困、不登校、ヤングケアラーの問題など、子どもたちが置かれる状況は一層深刻なものとなっています。

このような状況を受け、令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神に基づき、次代の社会を担うすべての子どもが生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長できる社会の実現を目指しています。また、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、子どもの権利擁護を図り、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の構築を理念としています。

また、同年12月には、こども基本法の理念に基づき、子ども施策に関する基本的な方針と重要事項を定めた「こども大綱」が閣議決定され、子ども施策の総合的な推進に向けた指針が示されるなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が進められています。

亀山市（以下、本市と言う。）においては、令和6年度に「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもの笑顔が輝く 子育て交流のまち かめやま」の実現を目指し、子育て支援に関する様々な施策を進めています。

本計画は、子ども・若者が健やかで幸せに成長できるよう、こどもまんなかの社会の実現に向け施策を展開するため、「第3期亀山市子ども・子育て支援事業計画」を包含するとともに、「こども大綱」や「ありのままでみえっこプラン」を踏まえ、「亀山市こども計画」を策定し、本市における子ども・子育てに関する施策を総合的、計画的に推進します。

2. 法的な位置づけ

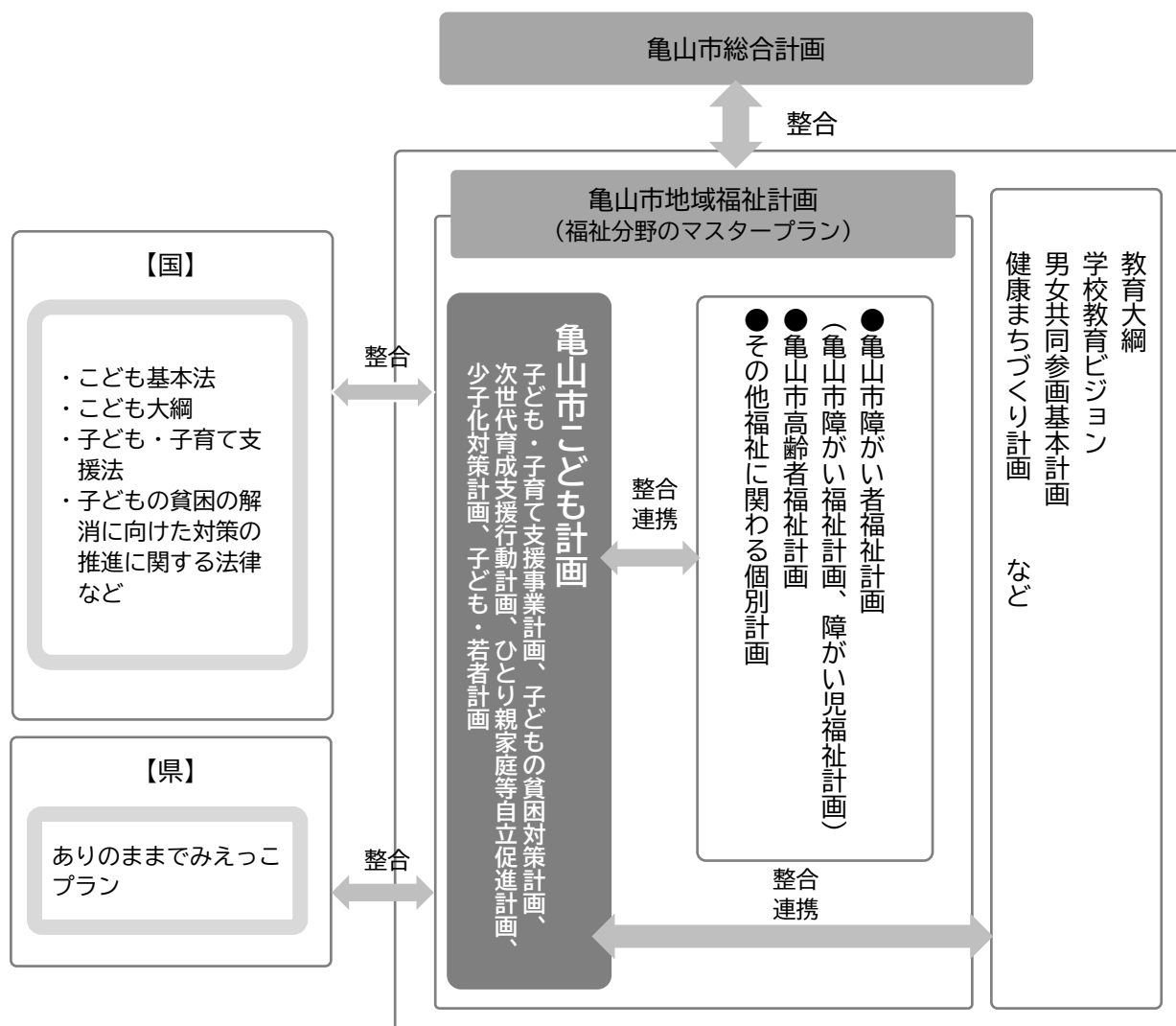
本計画は、こども基本法第10条第2項に定める「市町村こども計画」として策定するものです。

また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、次世代育成推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立促進計画」、少子化対策基本法に基づく「少子化対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」を兼ねた計画の内容を併せ持つものとして策定します。

3. 関連計画の位置づけ

本計画は、市政の最上位計画である「亀山市総合計画」を補完する個別計画として策定し、亀山市地域福祉計画を上位計画とします。

策定に当たっては、国が示す「こども大綱」や関連する法律、三重県が策定する「ありのままでみえっこプラン」、市の各種計画等との整合・連携を図ります。



なお、子どもや子育て世帯を誰一人取り残すことなく、多様で包摂性のある社会を目指し、本計画を「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた取組としても位置付けます。

【関連する持続可能な開発目標（SDGs）】



4. 計画の期間

5. 計画の策定体制

(1) 子ども・若者の意見の把握

児童センターと市立図書館等の施設を利用した幼児から高校生に対し、幅広い子どもの意見を聴取しました。

また、子どもの生活実態にかかる実情や課題を把握するため、小学生、中学生、高校生、及び中高生の保護者、支援制度利用者、20歳の若者を対象にアンケート調査を行いました。

(2) 子ども・子育て会議での検討

本計画内容を審議するため、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業の関係者、保護者等の委員で構成する亀山市子ども・子育て会議による議論を行いました。

(3) パブリックコメント

本計画案を市役所等の窓口や市ホームページで公開し、広く住民から意見を募りました。

第2章 亀山市の現状と課題

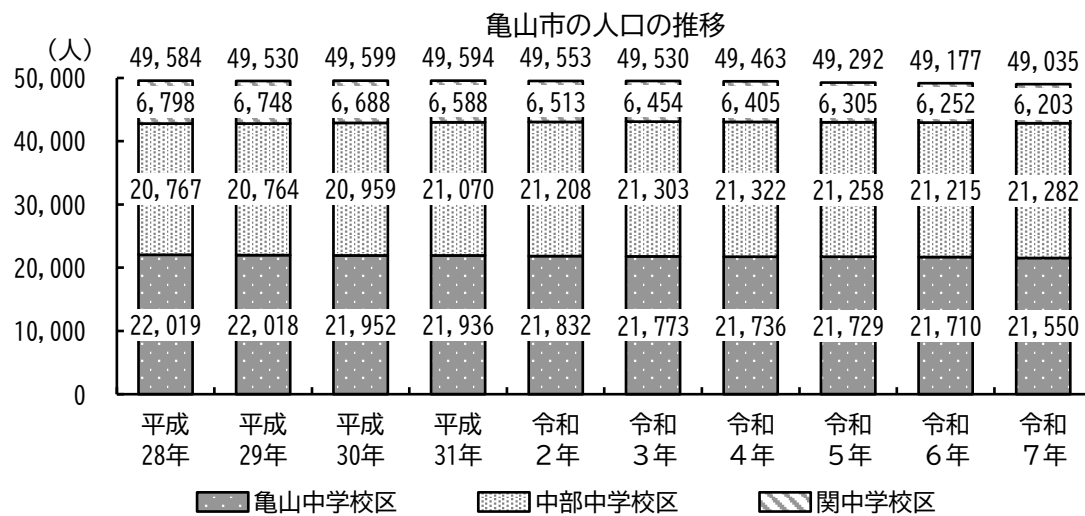
1. 亀山市の子どもと若者を取り巻く状況

(1) 人口の推移

① 総人口の推移

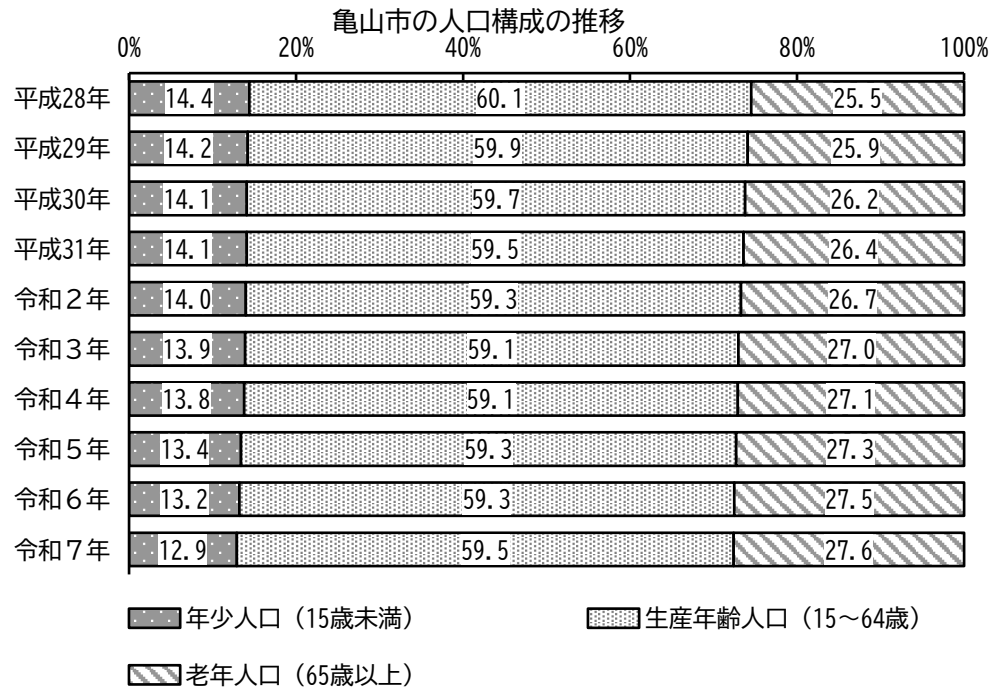
本市の総人口は、平成28年の49,584人以降、減少傾向が続いています。

地区別の人口は、平成28年と令和7年の比較でみると、亀山中学校区は97.9%、関中学校区は91.2%と減少しているのに対し、中部中学校区は102.5%と増加傾向にあります。



② 年齢3区分別人口の推移

本市の年齢3区分別人口構成の推移をみると、15歳未満の年少人口と、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成28年から令和7年まで毎年減少しており、年少人口では14.4%から12.9%と1.5ポイント、生産年齢人口では60.1%から59.5%と0.6ポイント減となっています。一方、65歳以上の高齢者人口については毎年増加が続いており、平成28年の25.5%から令和7年の27.6%と2.1ポイント増加しています。



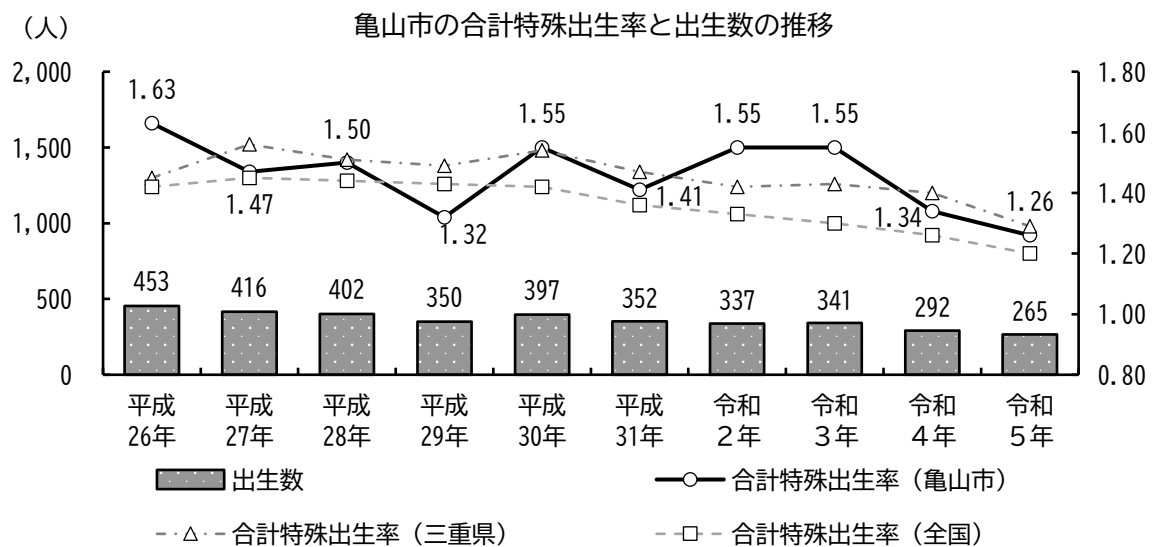
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 出生数の推移

① 出生数と合計特殊出生率の推計

平成26年度からの10年間で本市の出生数は、平成26年度の453人がピークとなり、平成30年度にやや回復するものの、長期的には減少傾向となっています。

合計特殊出生率についても、平成26年度の1.63をピークに、平成30年度、令和2年度～令和3年度にやや回復するものの、令和4年には下降しています。全国や三重県との比較でも大きな差はみられません。

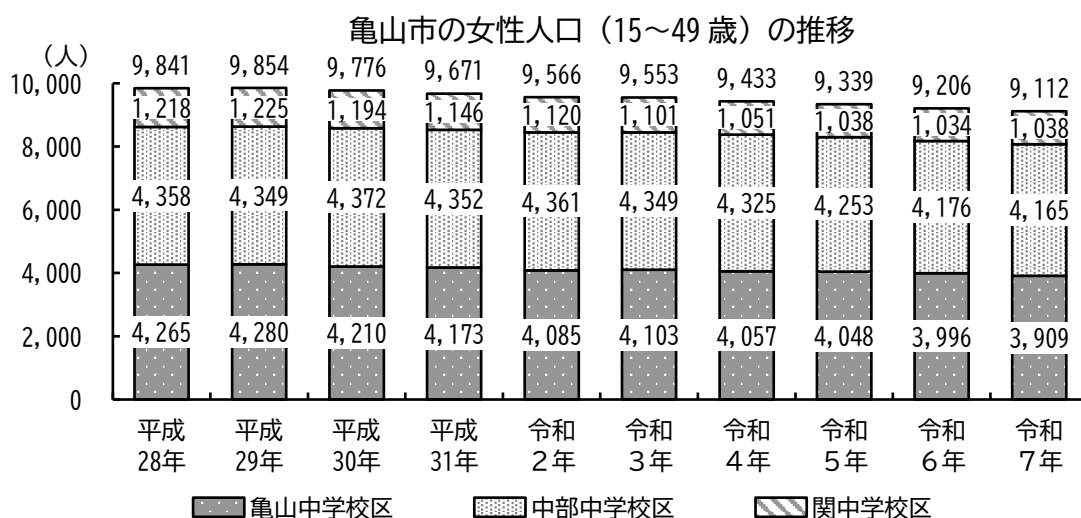


資料：人口動態統計・人口動態総覧

② 女性人口の推移

合計特殊出生率を算出する際の基礎数値となる15～49歳の女性人口の推移をみると、平成28年の9,841人から令和7年の9,112人まで、平成29年を除き減少し続けています。

中学校区別では、関中学校区では14.8%、亀山中学校区では8.3%の大幅な減少となっているのに対し、中部中学校区は4.4%の微減となっており、地域間での人口推移の状況に違いが出ています。



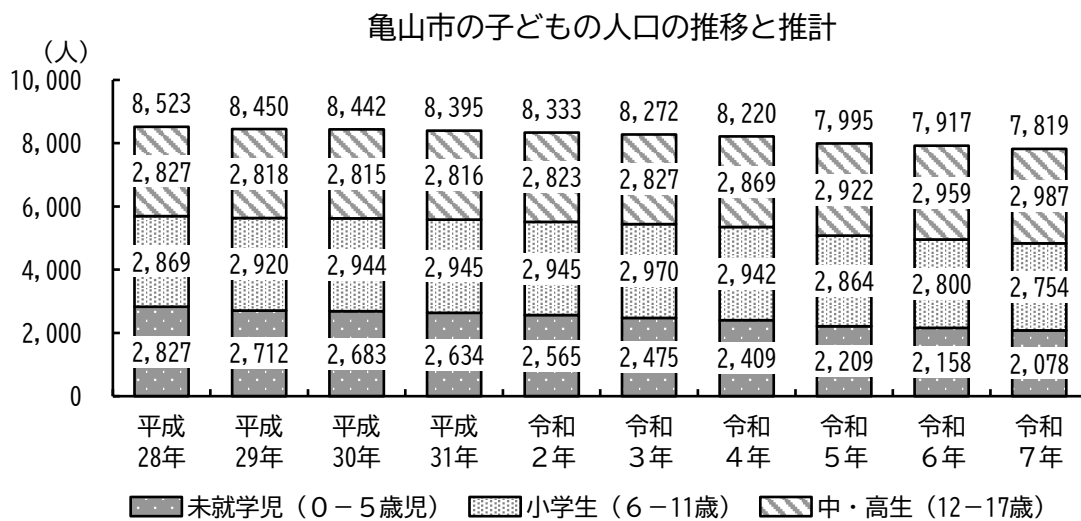
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 子どもの人口の推移

① 子どもの人口の推移と推計

平成28年から令和7年までの推移をみると、子ども（18歳未満）の人口は横ばいだったものが、平成30年以降は減少傾向が強まっています。

一方、年齢層別の状況では、未就学児は平成28年に対し令和7年の値が26.5%減と大きく減少しています。小学生は概ね横ばいとなっており、中・高生はやや増加傾向となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 地域別未就学児人口の推移

最近10年間の本市の地域別未就学児の人口は、平成28年の2,827人をピークに減少しています。

平成28年と令和7年の比較を地域別にみると、坂下地区以外はいずれも減少しています。中でも白川地区は50%以上、野登地区は40%以上、昼生地区と井田川地区は30%以上、亀山地区と神辺地区は20%以上の大幅な減少となっています。

亀山市の未就学児人口の推移

単位：人、％

	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	増減率
亀山地区	945	930	929	902	856	832	792	762	732	705	74.6
昼生地区	41	39	39	45	40	35	38	34	33	26	63.4
井田川地区	843	804	788	774	744	726	697	629	581	516	61.2
川崎地区	498	455	451	462	474	452	467	432	431	461	92.6
野登地区	72	66	70	59	60	49	56	47	41	39	54.2
白川地区	35	32	31	33	31	28	24	15	17	15	42.9
神辺地区	151	140	135	122	117	120	108	85	111	107	70.9
関地区	211	213	209	210	210	198	194	179	180	179	84.8
坂下地区	5	6	5	5	6	8	9	9	11	8	160.0
加太地区	26	27	26	22	27	27	24	17	21	22	84.6
合計	2,827	2,712	2,683	2,634	2,565	2,475	2,409	2,209	2,158	2,078	73.5

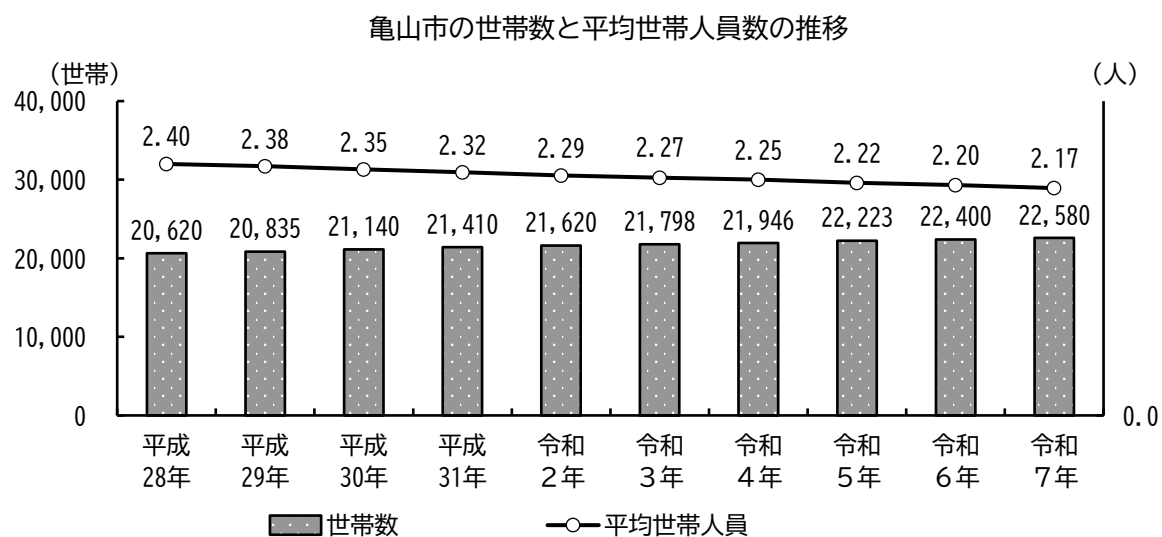
※ 増減率は平成28年と令和7年の比較。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 世帯の推移

① 世帯数と世帯の平均人数の推移

本市の世帯の状況をみると、世帯数は増加し続けている一方、1世帯当たりの平均人員数は平成28年の2.40人から令和7年の2.17人まで減少し続けています。

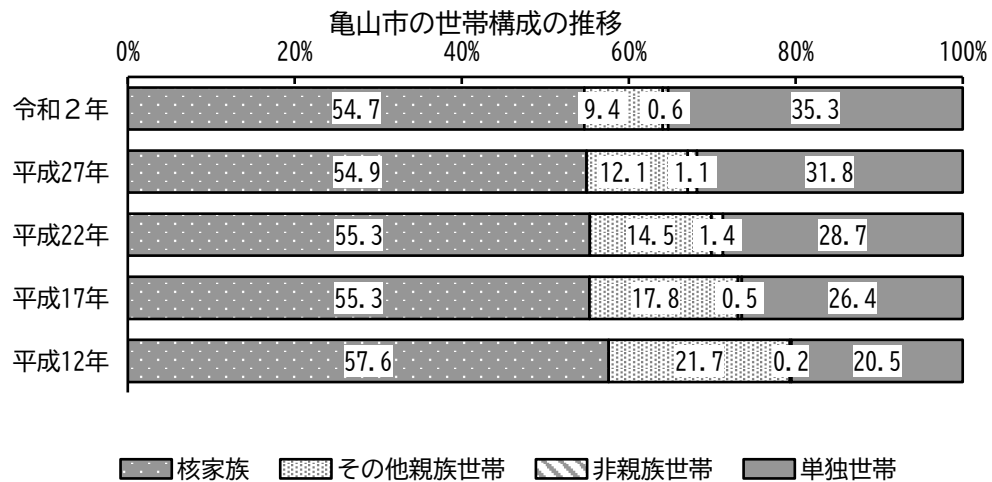


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、構成比では、単独世帯は増加していますが、核家族世帯、その他親族世帯は減少しています。

一方、世帯数の実数でみると、平成12年から令和2年にかけて核家族世帯が約2,000世帯、単独世帯が約4,000世帯と、それぞれ大幅に増加しています。



単位：世帯

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
核家族	8,893	9,849	10,624	10,913	10,846
その他親族世帯	3,350	3,165	2,792	2,401	1,870
非親族世帯	31	87	264	223	125
単独世帯	3,166	4,709	5,515	6,313	7,005

資料：国勢調査

(5) 就労の状況

① 産業別就労人口

本市の産業別就業者数の推移をみると、男女ともに減少が続いていましたが、女性は平成27年から令和2年にかけて増加しています。男女別の就業率は、男性が概ね90%前後で推移しているのに対し、女性は平成22年以降増加しています。

また、産業別の状況をみると、男女ともに農林業などの第1次産業が最も少なく、減少傾向となっています。男性は製造業などの第2次産業が最も多く、概ね横ばいとなっています。一方、女性は第3次産業が最も多く、増加が続いていますが、第2次産業は減少傾向となっています。

産業別就労人口の推移

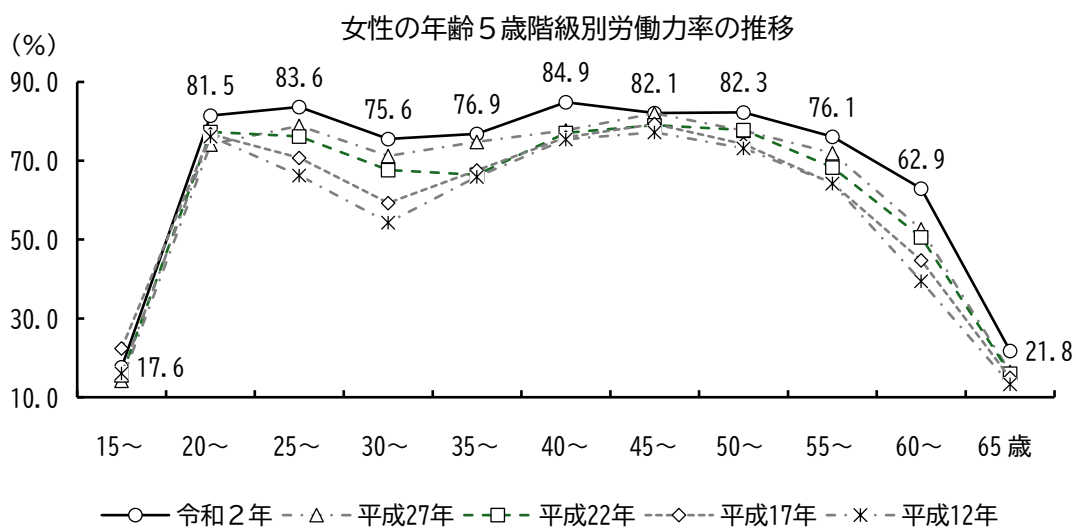
単位：人、%

	男性				女性			
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
年少人口	3,571	3,757	3,570	3,516	3,307	3,554	3,444	3,263
生産年齢人口	16,820	17,028	15,707	15,649	15,493	15,372	14,376	13,962
高齢者人口	4,265	4,812	5,555	5,996	5,797	6,145	6,885	7,449
就業者数	15,257	14,964	14,142	13,631	10,383	10,297	10,192	10,335
就業率	90.7	87.9	90.0	87.1	67.0	67.0	70.9	74.0
第1次産業	4.1	3.0	3.2	2.7	3.6	2.4	2.6	2.3
第2次産業	52.8	49.1	49.3	51.0	26.0	22.4	21.4	20.9
第3次産業	41.1	39.0	42.4	42.7	68.5	66.8	71.4	72.3
分類不能	2.1	8.9	5.1	3.7	1.9	8.4	4.6	4.6

資料：国勢調査

② 女性の労働力率

本市の女性の年齢5歳階級別労働力率の推移をみると、平成12年は一般にいわれる女性の結婚・出産に伴う就労率の低下状況を表すM字カーブが強く表れているのに対し、令和2年には30歳から34歳の年代のくぼみがほとんど見られない状況となっており、女性の就労意向が高まっていることが表れています。



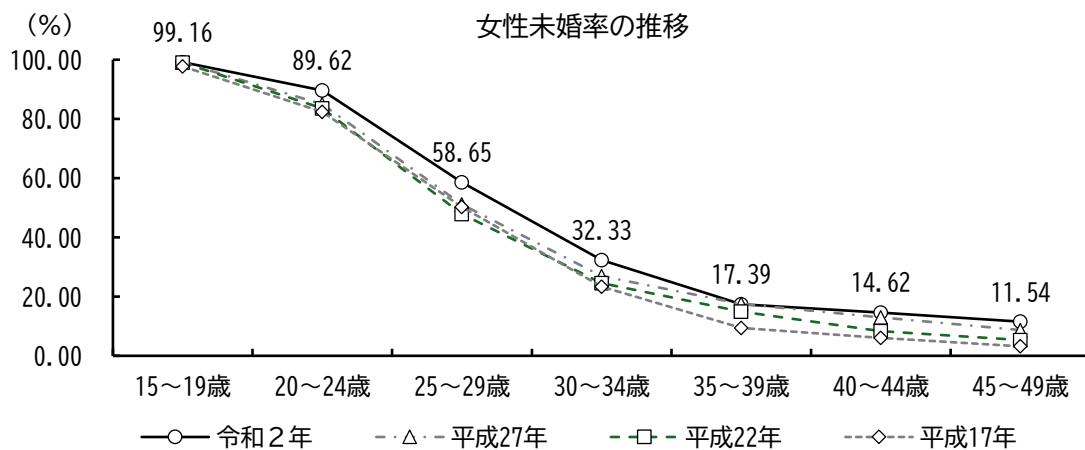
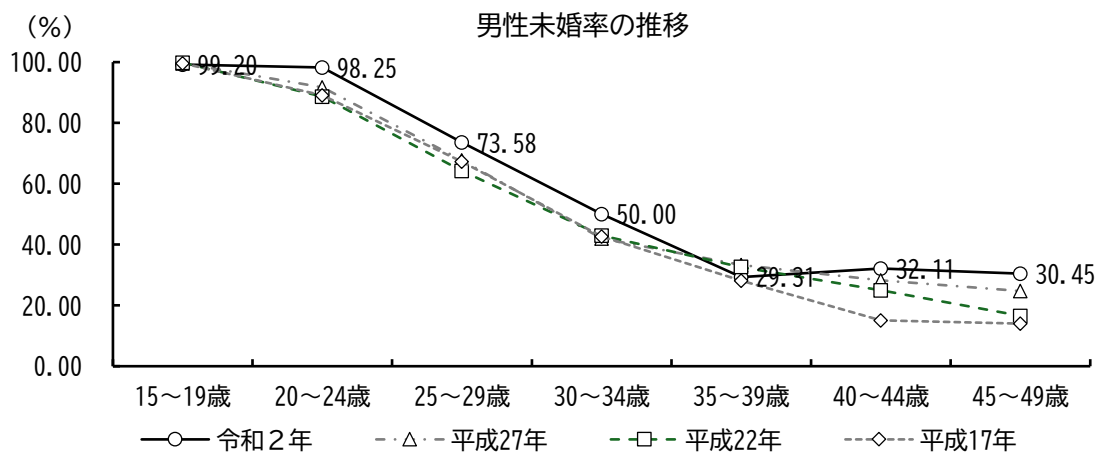
資料：国勢調査

(6) 婚姻・出産の状況

① 未婚率の推移

本市の男性の未婚率をみると、いずれの年代とも増加傾向が続いており、生涯未婚率とされる45歳から49歳での未婚率が30.45%とおおよそ3人に1人が未婚となっています。

また、女性の未婚率は、全体的には男性よりも低いものの、男性同様に未婚率が上昇傾向となっています。生涯未婚率についても、平成17年の3.20%から令和2年の11.54%へ4倍近く高まっています。



単位：％

	男性				女性			
	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
15～19歳	99.61	99.82	99.64	99.20	97.72	99.02	99.08	99.16
20～24歳	89.11	88.66	91.76	98.25	82.38	83.55	85.01	89.62
25～29歳	67.33	64.26	67.71	73.58	50.28	47.90	51.10	58.65
30～34歳	42.68	42.93	42.00	50.00	23.32	24.55	26.93	32.33
35～39歳	28.10	32.58	33.30	29.31	9.44	14.90	17.50	17.39
40～44歳	15.08	24.93	28.20	32.11	6.11	8.34	12.97	14.62
45～49歳	14.01	16.58	24.73	30.45	3.20	5.34	8.70	11.54

資料：国勢調査

2. 子ども・若者からの意見聴取

(1) 意見聴取の概要

意見聴取では、主役となる子どもの意見を計画書に取り入れるために、児童センターと市立図書館の2ヶ所にて実施しました。

意見聴取では、幼児から高校生までの幅広い子どもに、「児童センターでやってみたいことはありますか?」、「子どもが幸せに暮らすために、まわりの大人にしてもらいたいことやおねがいしたいことはありますか?」の2つのテーマについて意見を聴取しました。

(2) 意見聴取の主な意見

①幼児

●遊びの場・環境に関する意見

- ・雨の日や暑い日でも遊べる場所がほしい ・無料の遊び場がほしい（涼しい場所）
- ・みたり、きいたり、さわったり、声を出してもよい場所がほしい

●家族・人との関わりに関する意見

- ・毎日お母さんやお父さんと遊びたい

②小学生

●遊びの場・居場所に関する意見

- ・暑い日や雨の日でも遊べる場所がほしい ・室内で遊べる場、みんなで遊べる場がほしい

●家族や大人との関わりに関する意見

- ・お母さんや家族と一緒に遊びたい ・話を聞いてほしい

●学び・体験の場に関する意見

- ・図書館で声を出して遊べる場がほしい ・子どもが参加できるイベントを増やしてほしい

③中学生

●人間関係についての意見

- ・優しく子どもに接してほしい

●遊び・学びの居場所についての意見

- ・勉強できて静かで涼しい施設（図書館のような場所）

●社会・まちづくりへの意見

- ・全世代が幸せに暮らせるように考えてほしい

④高校生

●子どもの意見や気持ちの尊重に関する意見

- ・子どものやりたいことを一緒に考えてほしい
- ・目標達成の方法を一緒に考えてほしい
- ・子どもの意見・主張を取り入れてほしい
- ・意見を言いやすい雰囲気をつくってほしい
- ・子どものことを理解してほしい
- ・何も口をはさまず話を最後まで聞いてほしい

●安心できる居場所や施設についての意見

- ・安全で安心できる居場所を増やしてほしい
- ・誰でも子どもを預けられる施設

●相談・支援体制についての意見

- ・困ったときに相談できる場所がほしい
- ・子どもの虐待やいじめを減らす仕組みを強化してほしい

●地域・社会への要望に関する意見

- ・地元以外の高校生にも市の情報を届けてほしい
- ・地域をもっと素敵なまちにしたい

●政治・社会制度に関する意見

- ・まともな選挙を行い、よりよい日本にしたい
- ・行政の権限を強化して、子どもの虐待やいじめに対応してほしい

3. 子どもの生活実態調査の結果

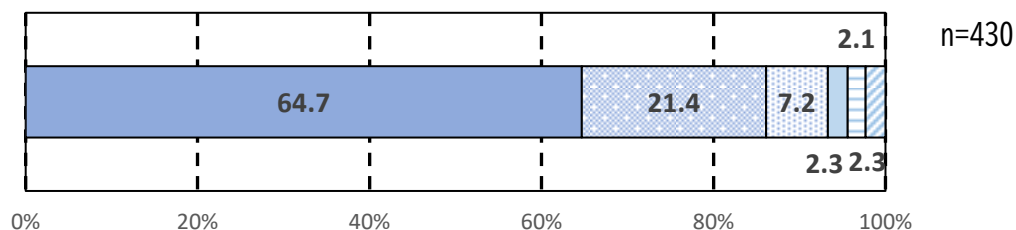
(1) アンケート調査の種類と調査対象者

- ①小学生アンケート：亀山市立小学校（５年生）
- ②中学生アンケート：亀山市立中学校
- ③高校生アンケート：三重県立亀山高等学校（２年生）
- ④中・高生の保護者アンケート：対象年齢生徒のいる保護者
- ⑤支援制度利用者アンケート：各種支援制度利用者
- ⑥20歳若者アンケート：二十歳の集い出席者

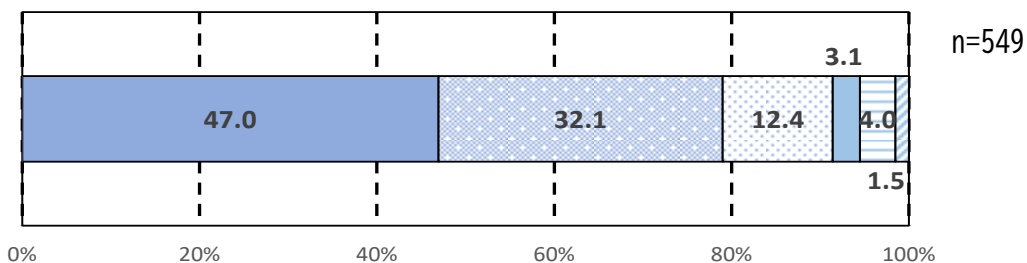
(2) アンケート調査の主な結果

①亀山市は住みやすいと感じるか

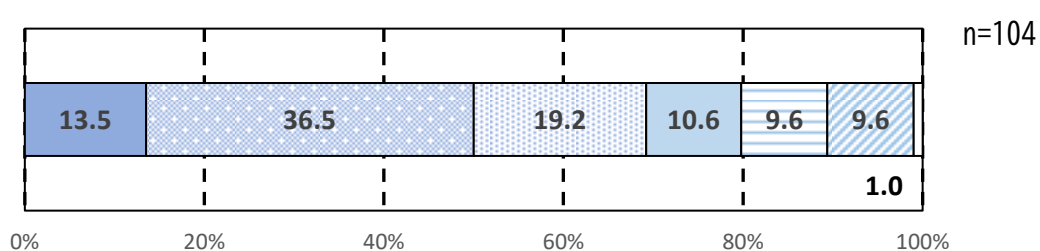
【小学生】



【中学生】



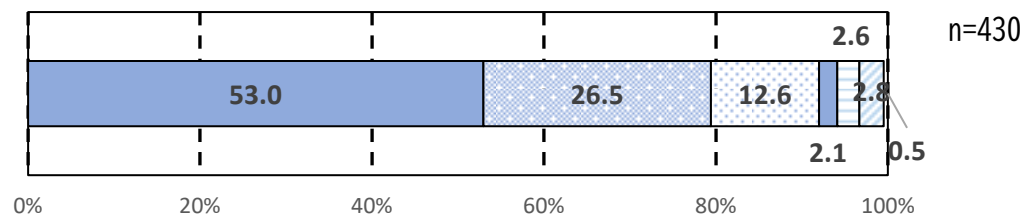
【高校生】



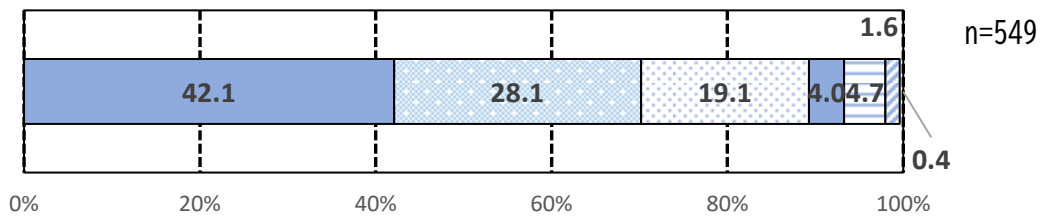
- はい
- どちらかといえばはい
- どちらともいえない
- どちらかといえばいいえ
- いいえ
- わからない
- 回答なし

②亀山市にすきという気持ちを持っているか

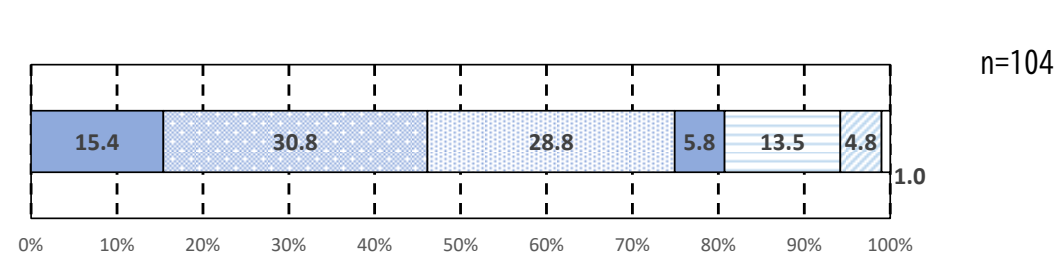
【小学生】



【中学生】



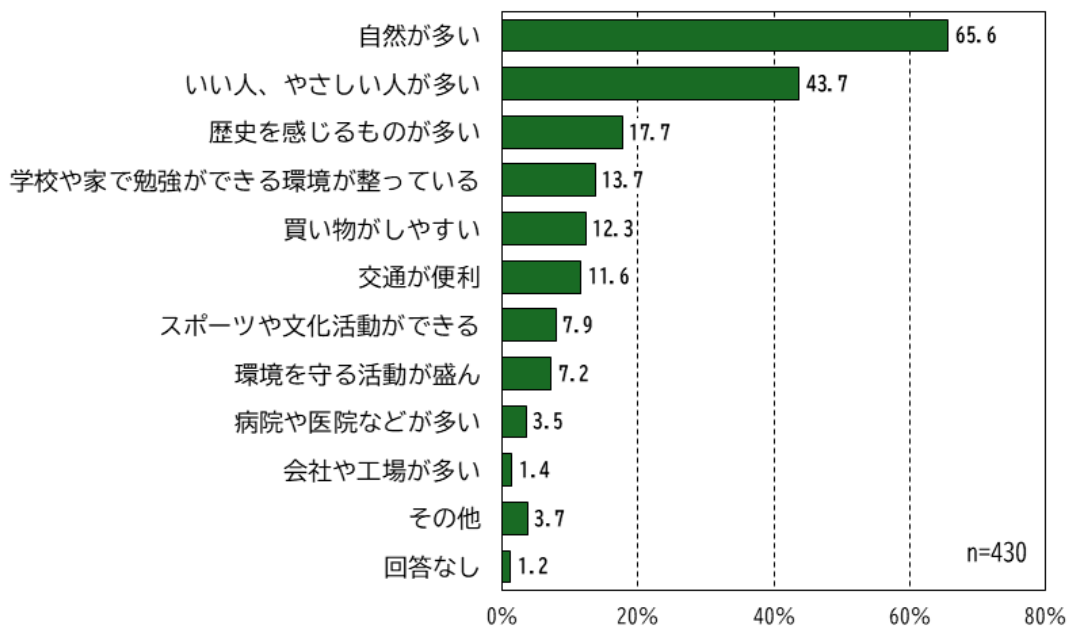
【高校生】



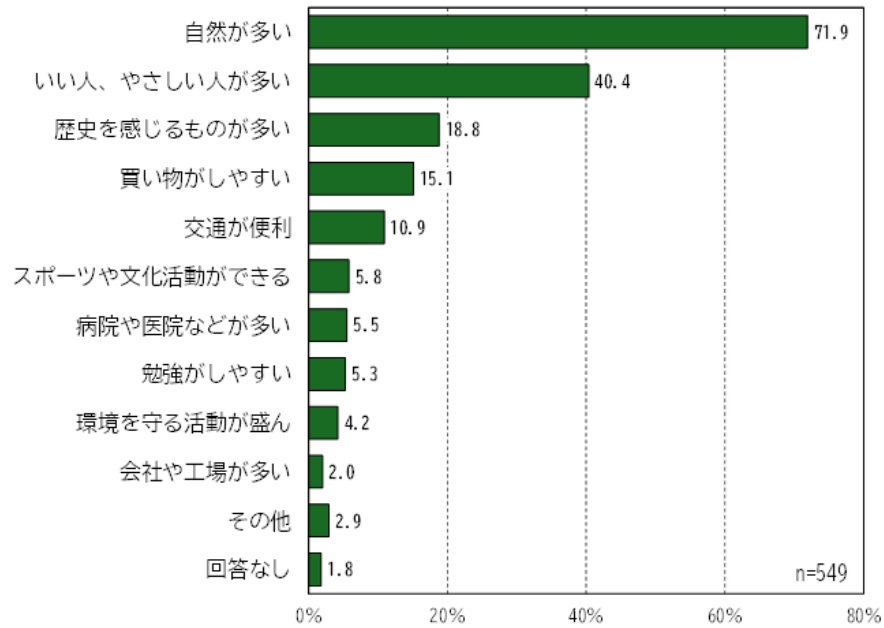
- ☒ はい
 ☐ どちらかといえばはい
 ☐ どちらともいえない
 ☐ どちらかといえはいえ
 ☐ いいえ
 ☐ わからない
 ☐ 回答なし

③亀山市の住みやすいと思うところ

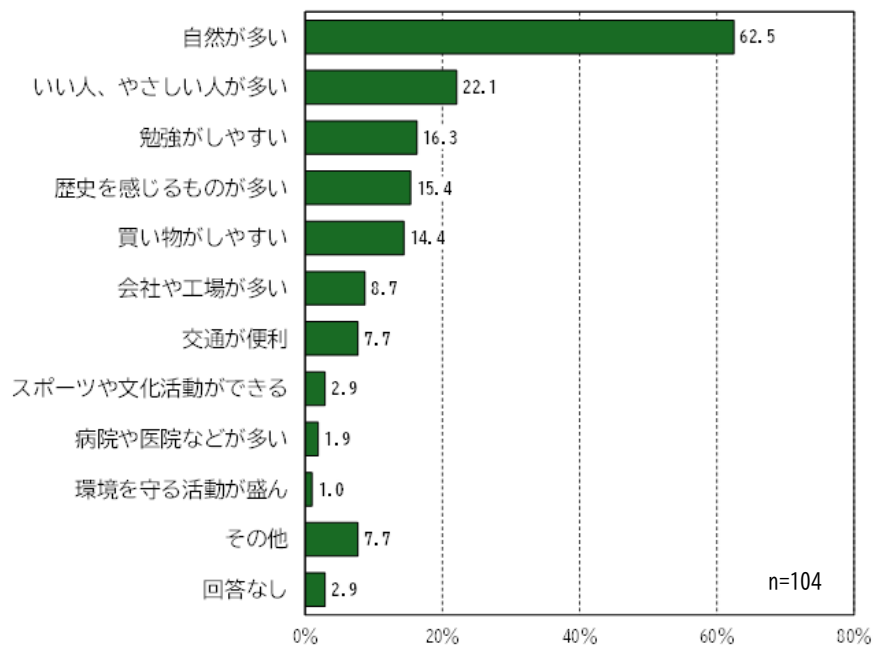
【小学生】



【中学生】

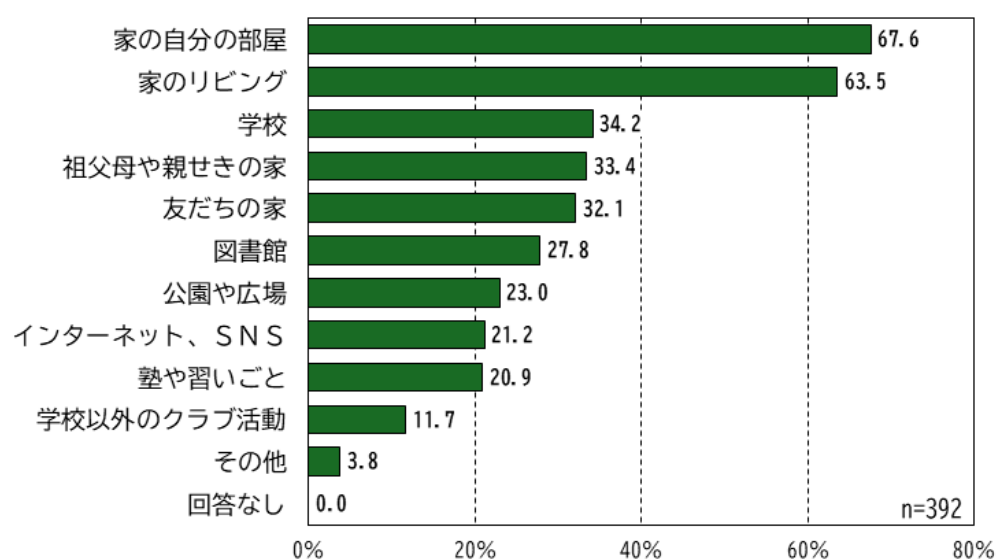


【高校生】

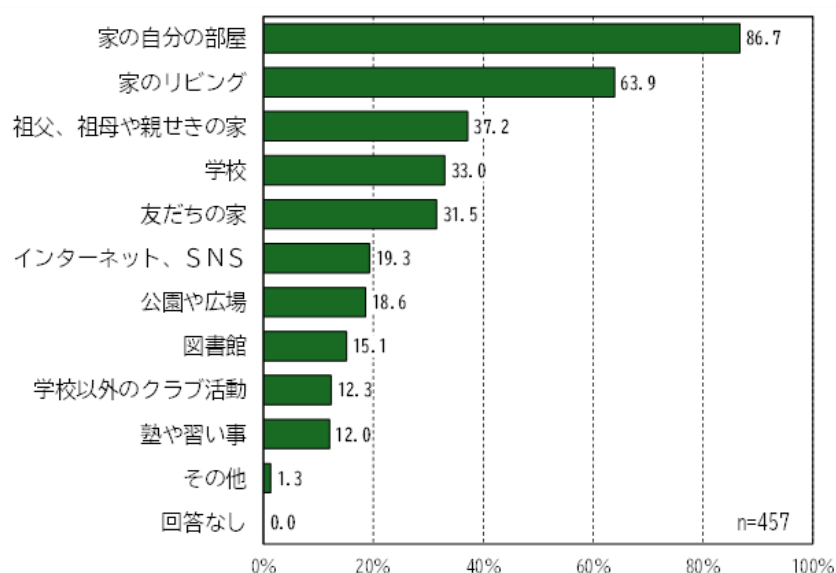


④自分らしく、安心していられる場所

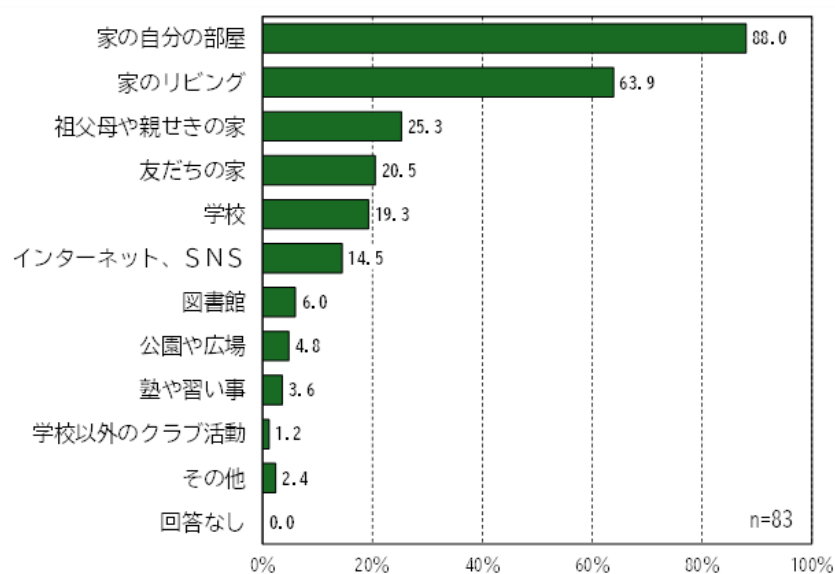
【小学生】



【中学生】

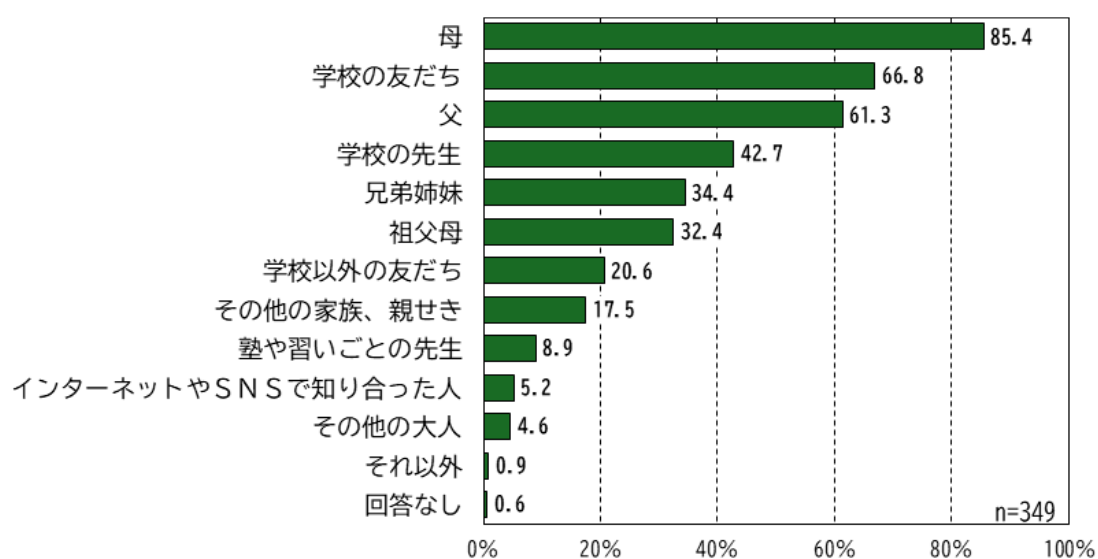


【高校生】

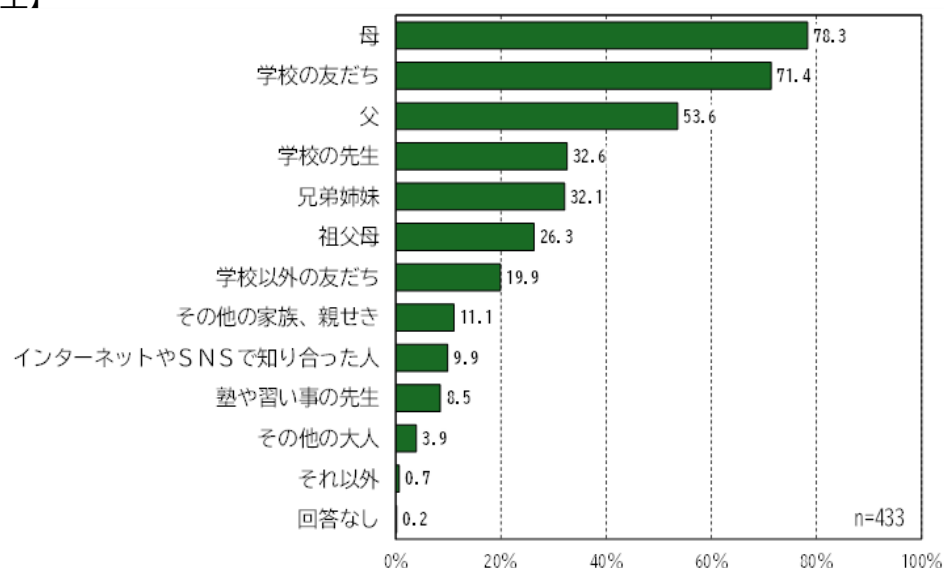


⑤こまったとき、つらいときに相談できる人

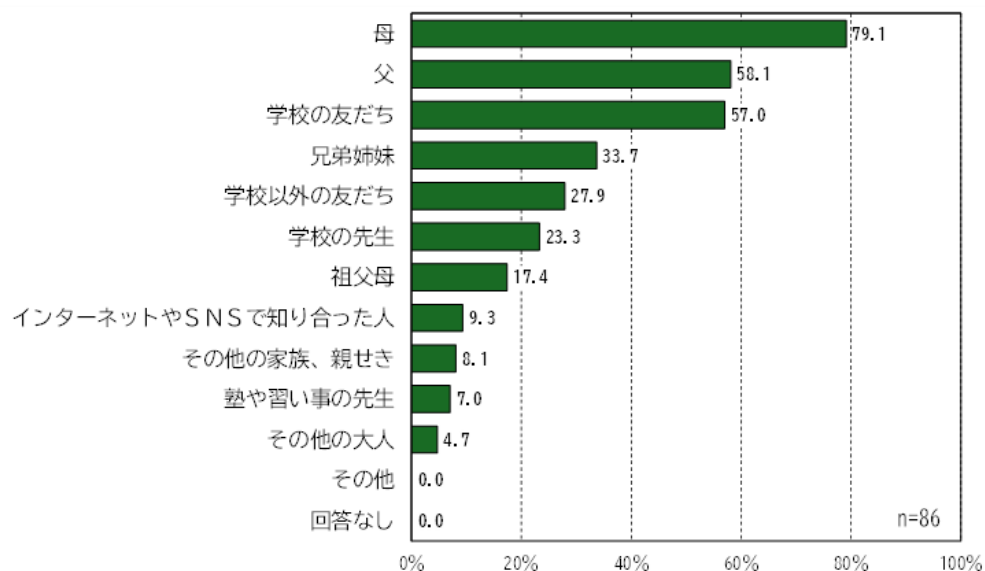
【小学生】



【中学生】

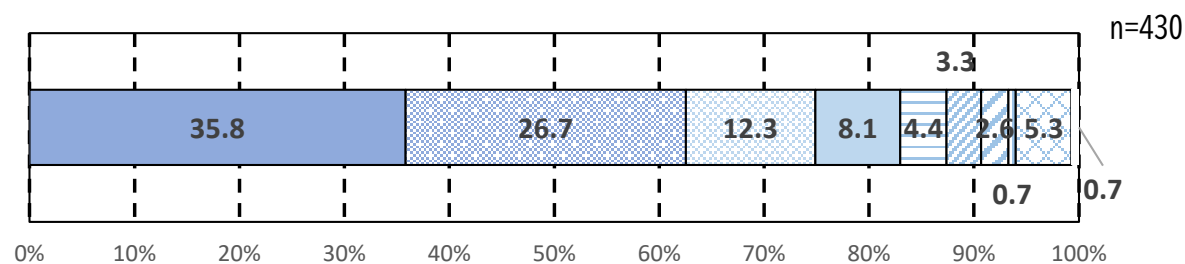


【高校生】

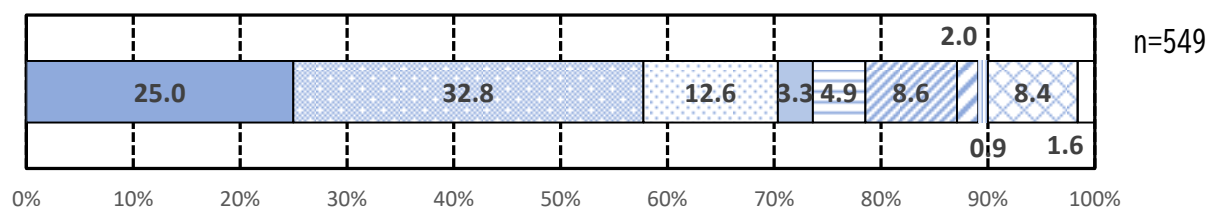


⑥子どもの権利のうち大切だと思うもの

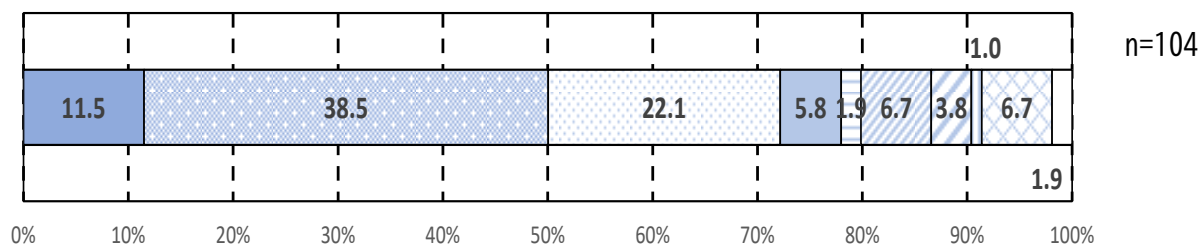
【小学生】



【中学生】



【高校生】



■ 差別されないこと

□ 命が守られ、成長できること

□ 自分の考えを自由に言えること

■ 保護者による暴力から守られること

□ 学校などで教育を受けること

□ 休んだり、遊んだりできること

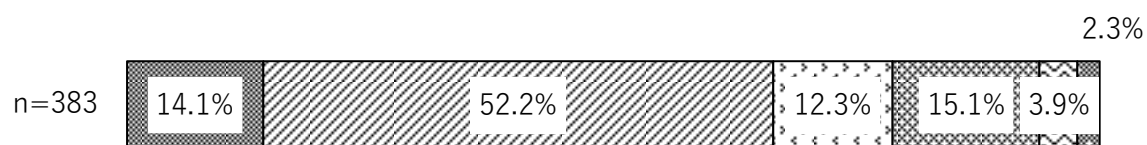
□ 子どもにとって最善の利益が第一に考えられること

□ その他

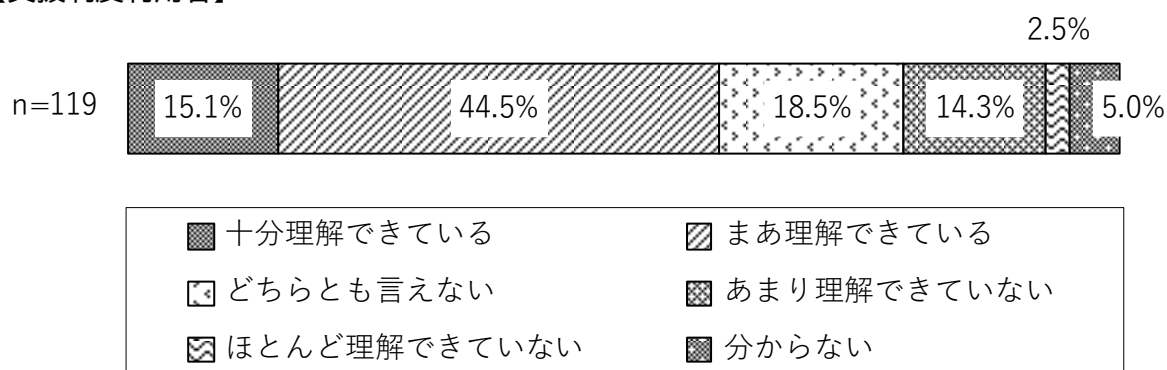
□ 特にない、わからない

□ 回答なし

⑦子どもは、学校での授業は理解しているか
【中高生保護者】



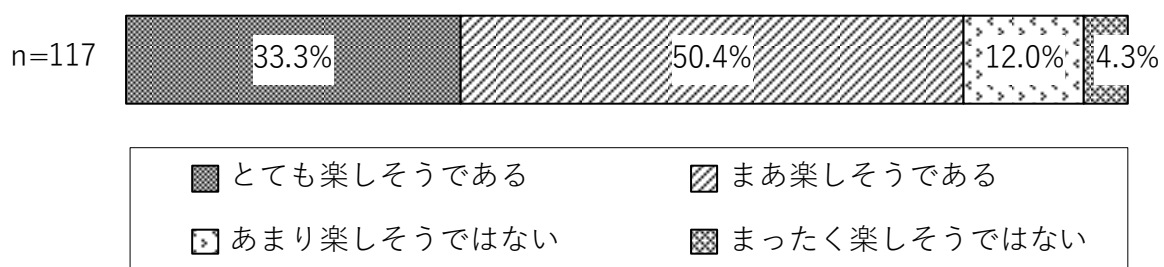
【支援制度利用者】



⑧子どもは、学校に通うことが楽しそうか
【中高生保護者】

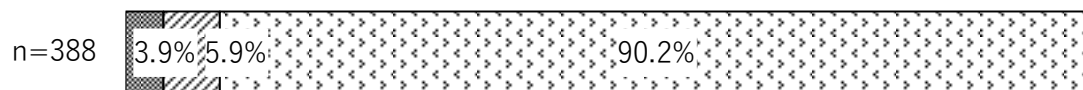


【支援制度利用者】

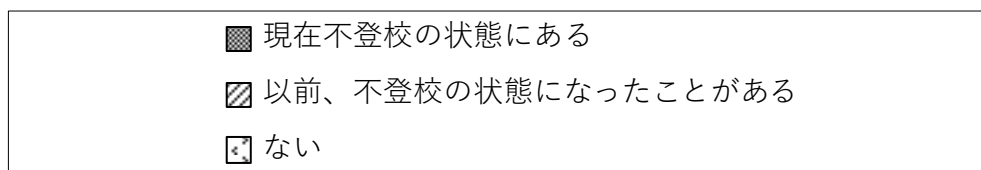


⑨子どもは、不登校の経験があるか

【中高生保護者】

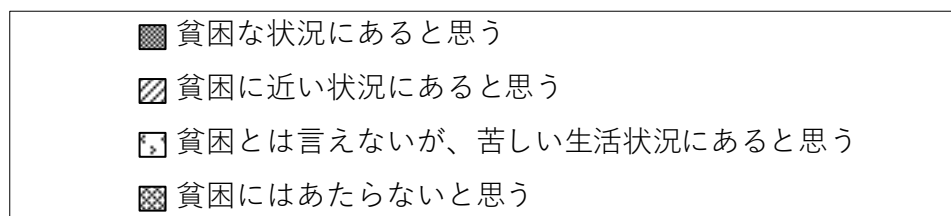
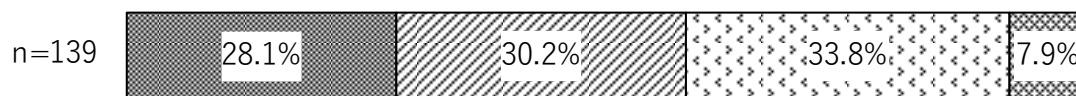


【支援制度利用者】



⑩現在、家庭は「貧困」とされる状況にあると思うか

【支援制度利用者】



4. こども計画に向けた課題

(1) 子どものライフステージ別の支援に関する課題

子どもは、未来を担う存在でありながら、今を生きる主体でもあります。子どもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供していくことが重要となります。

そのためにも、すべての子どもにライフステージに応じた、適切な支援や多様な体験を提供し、健やかに育つ環境を整備していくことが大切となります。

(2) すべての子どもへの支援に関する課題

子どもは、乳幼児期から学童期、思春期、青年期における様々な遊びや学び、体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの子どもの成長の過程は、その置かれた環境にも大きく依存し、子どもによって様々であり、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。

そのため、子どもが自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでの一連の過程において、様々な分野の関係機関・団体が連携し、教育・保育、保健、医療、療育、福祉を切れ目なく提供していくことが大切となります。

(3) 子育て家庭への支援に関する課題

保護者の子育てにおける不安や悩みに対する相談支援や情報提供、ひとり親家庭への支援などが求められています。

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりのため、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、男女共同参画による子育てを促進し、保護者が安心して子育てができる環境を整備していくことが大切となります。

3. 計画の体系

